

一宮市における就労選択支援の評価に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 一宮市における就労選択支援の評価に関しては、一宮市指定障害福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例（令和2年12月21日条例第52号）及び厚労省通知「就労選択支援の実施について」（障障発 0331 第3号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行う。

(指定申請にあたっての評価)

第2条 就労選択支援の事業を行おうとする者（以下「申請予定者」という。）は、指定申請に先立ち、一宮市障害者自立支援協議会運営会議（以下「運営会議」という。）に対し、当該サービスの運営方針やアセスメント環境、地域との連携体制等（以下「事業内容」という。）を説明し、評価を受けるものとする。

- 2 申請予定者は、前項の評価を受ける前に、就労選択支援を実施する施設の平面図・配置図その他市長が必要と認める書類を市に提出し、図面相談を終えなければならない。
- 3 第1項の評価を受けようとする申請予定者は、運営会議の開催日が属する月の前月の末日までに、就労選択支援の指定申請に関する評価依頼書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市に提出するものとする。
- 4 前項の書類を提出した申請予定者は、運営会議に説明者を出席させて、第3項で提出した書類について補足或いは追加の説明を行うとともに、質疑等に回答するものとする。
- 5 前項の説明を行い第1項の評価を受けた申請予定者は、指定申請にあたり、就労選択支援の指定申請に関する評価結果報告書（様式第2号）及び当該評価結果を指定申請書に添付し、市長に提出するものとする。
- 6 第1項の評価を受けた申請予定者は、事業者としての指定を受ける前に事業内容に変更が生じたときは、当該変更の内容を速やかに市長に報告し、市長が必要と認める場合には、その指示に従い、あらためて前4項の手続きを行うものとする。
- 7 運営会議は、評価結果について一宮市障害者自立支援協議会本会に報告を行うものとする。
- 8 市は、事業者の受けた評価結果の中に、改善すべき点がある場合には指導を行うものとする。

(記録の整備)

第3条 事業者は、第2条の説明、評価に関する記録を整備し、5年間保存しなければならない。

- 2 事業者は、個人情報の保護に留意しつつ、前項の評価結果及び事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年8月7日から施行する。